

さあ、その顔を上げて
未来へと歩いて行くんだー

もう君は一人じゃない
この声が届きますようにー

未来奨学金事業
若手ミュージシャン
育成奨学金

募集要項

夢を、才能を、音楽の未来を支える。
次世代を担う若手ミュージシャンの挑戦を、私たちは応援します。

【出願受付】

令和8(2026)年5月18日(月)~6月30日(火)当日必着

 一般財団法人
RESTART JAPAN 財団



Table of Contents

1 理事長挨拶

2 財団概要

3 募集要項

4 お問い合わせ

1

理事長挨拶

つながりの先に、確かな絆を—

当財団は、次代を担う若者一人ひとりが、その才能と志を十分に発揮し、自らの可能性に挑戦できる社会の実現を目指して設立いたしました。

近年、学業、技能の研鑽又は自己の能力向上に必要な機会において、高い目標や優れた資質を有しながらも、経済的事情や環境要因により、その能力を十分に伸ばす機会を得られない学生が少なくありません。こうした状況に対し、適切な支援を行うことは、社会全体の持続的な発展にとって極めて重要であると考えております。

とりわけ音楽は、人々に夢や感動を与え、社会に活力と豊かさをもたらす重要な文化であり、その発展のためには次代を担う若手ミュージシャンの育成が不可欠です。しかし、音楽分野においては、学業を続けながら実技の研鑽や創作活動を行うために相当の費用を要することから、意欲と才能を有しながらも、経済的理由によりその継続が困難となる学生が存在します。

当財団では、このような学生に対し、奨学金の給付を通じて修学及び音楽活動の継続を支援し、その能力の伸長を後押ししてまいります。広く公正な機会を提供することにより、将来、我が国の音楽文化の発展に寄与し、ひいては社会に貢献し得る有為な人材の育成を図ってまいります。

今後も、志ある若者が安心して学び、挑戦し続けられる環境の整備に努めるとともに、社会から信頼される財団運営を徹底してまいります。

皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

一般財団法人RESTART JAPAN財団

理事長 前口 亘 博





財団概要

(1) 法人概要

法人名	一般財団法人RESTART JAPAN財団
理事長	前田 亘輝
設立年月日	令和8(2026)年4月23日
住所	〒106-0031 東京都港区西麻布3丁目15番9号
URL	https://www.restartjapan.jp

(2) 事業目的

当財団は、音楽分野において優れた資質、向学心及び将来性を有する22歳以下の学生であって、高等学校、専門学校又は大学に在籍し、かつ経済的理由により修学及び音楽活動の継続が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、その修学及び実技研鑽を支援し、将来の我が国の音楽文化の発展を担う若手人材の育成に寄与することを目的とする。

(3) 役員等名簿

理事長	前田 亘輝	音楽家/TUBE
理事	賀来 宗明	医療法人社団 鳳凰会 フェニックス メディカル クリニック 理事長 兼 院長
理事	上廣 哲治	公益財団法人上廣倫理財団 会長
理事	小澤 常浩	公益財団法人令和環境財団 理事長(代表理事)
評議員	一木 広治	株式会社ヘッドライン 代表取締役社長
評議員	中丸 三千繪	オペラ歌手
評議員	新田 治郎	株式会社ジェイグループホールディングス 代表取締役会長
監事	栗村 圭吾	税理士/みのり税理士法人 代表社員

3

募集要項

(1) 応募資格

当財団の奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければなりません。

- ① 応募年の4月1日時点において22歳以下であること。
- ② 日本国籍を有し、日本国内の高等学校、専門学校又は大学に在籍していること。
- ③ ポピュラー音楽、クラシック音楽その他これらに類する音楽分野において、演奏、歌唱、創作その他の音楽活動に取り組んでいる者であること。なお、音楽分野は、ジャンルを問わずボーカル、器楽演奏、作作曲、編曲その他これらに準ずる実演・創作活動を含むものとする。
- ④ 学業に意欲があり、かつ経済的理由により、修学又は音楽活動の継続に支援を必要とすること。
- ⑤ 給付期間すべてに在籍していること(休学は除く)
- ⑥ 志願者が応募年4月1日の時点で18歳未満の未成年の場合、保護者(※血縁の有無を問わない)の合意が得られていること
※血縁関係のない保護者:里親(児童福祉法に基づく)、法定後見人(未成年後見人等)、児童養護施設等の職員等
- ⑦ 学業成績が優秀であること(下記のいずれかに該当すること)
 - ア. 大学生、専門学校生(在校生)の場合、大学・専門学校入学時から直近までの学業成績において、GPA(平均成績)が2.4以上であること
 - イ. 大学生、専門学校生(新入生)の場合、高等学校3年生時における評定平均が3.5以上であること
 - ウ. 高等学校生(在校生)の場合、前学年時における評定平均が3.5以上であること
 - エ. 高等学校生(新入生)の場合、中学校3年生時の成績に基づく5教科(国語・数学・英語・理科・社会)の評定より算出した代替指標の数値が3.0以上であること
 - オ. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

(2) 奨学金

給付額 : 年額36万円(返還義務はありません)

給付期間: 令和8(2026)年4月1日~令和9(2027)年3月31日

給付方法: 月額3万円の6ヶ月分(18万円)を年2回)、本人または、保護者名義の銀行口座に送金する。

(3) 応募期間

出願受付: 令和8(2026)年5月18日(月)~6月30日(火)まで **当日必着**

一次選考: 書類審査(7月上旬) 二次選考: 実技演習審査+テーマ論文(8月上旬以降順次)

※二次選考の詳細は一次選考通過者のみにご案内いたします。

(4) 採用者数

採用予定人数は10名を上限とします。採用の結果は、志願者へお知らせ致します。但し、学校を経由して出願があった場合に限り、選考結果は学校にも通知致します。

(5) 応募書類

- ① 願書(郵送出願の場合)または、家族状況届(オンライン出願の場合)
※**様式は当財団HPよりダウンロード**ができます。
※**顔写真を必ず貼り付け**てください。
- ② 学生証のコピー
- ③ 収入を証明できる書類(家計支持者の前年度分の源泉徴収票など)
- ④ 成績証明書(出願受付期間内に発行されたもの)
- ⑤ 下記の書類のうち該当するもの
 - ア. 標準化GPA計算書(専門学校及び大学在校生/直近の学歴が大学等の新入生)
 - イ. 学習成績の状況計算書(高校卒業後の新入生又は高等学校の在校生)
 - ウ. 代替指標の計算書(高校1年生/中学校3年生時の成績)
 - エ. 高等学校卒業程度認定試験合格証明書(新入生で該当する場合)

3

募集要項

(6) 応募方法

1. HPからの出願

STEP1

・当財団HPの募集要項へ
(<https://www.restartjapan.jp>)
家族状況届等の必要書式
をダウンロード

STEP2

・応募フォームより必要事
項を入力し「(6) 応募書
類」をアップロード

STEP3

・出願完了メールを受信出来たら
奨学金出願の受付は完了です。

2. 願書の提出による出願

STEP1

・当財団HPの募集要項へ
アクセスし願書をダウンロード

STEP2

・願書 (Excel) に記入の
うえ応募書類を準備

STEP3

応募書類一式を下記の住所宛にご送
付ください。
〒106-0031
東京都港区西麻布3丁目15番9号
一般財団法人
RESTART JAPAN財団
事務局宛

※学校で取りまとめて出願される場合、出願方法は当財団HPの募集要項をご参照ください。

(7) 一次選考基準 (書類審査)

一次選考の選考基準は下記になります。

- ① 学業成績にて優秀な成績を収めているか
- ② 願書に基づき志願した理由並びに品行等
- ③ 家計及び世帯状況

※選考内容の詳細はお答えできかねますのでご了承ください。

(8) 二次選考

一次選考通過者のみ、二次選考として以下の実技演習審査+テーマ論文を実施致します。

①～実技演習審査～

実技演習審査は、応募者の実技力、表現力、個性、将来性及び継続的な研鑽の状況を確認するため、5分から10分程度の実技動画を提出いただくことにより実施します。動画は、YouTube等のストリーミングサービスにアップロードした上で、そのURLを提出するものとします。なお、限定公開による提出も可能です。

※動画は応募者本人が特定できるものを提出していただきます。

<提出内容(次のいずれかの実技を収録した動画を提出するものとします)>

ア.歌唱(ジャンル問わず)

エ.オリジナル楽曲の演奏又は歌唱

イ.楽器演奏

オ.その他、音楽分野の実技(例:ラップ、DJプレイ、ビートボックス、

ウ.弾き語り

電子楽器又は音楽機材を用いたライブパフォーマンスその他これらに類するもの)

②～テーマ論文～

<テーマ>

『私が志す音楽分野において、どのような表現者を目指し、その実現のために今後どのように学び、活動していきたいか』

<論文に盛り込むべき内容>

・音楽活動を志した理由

・今後の学習計画、実技研鑽の方向性

・これまでの実技経験及び活動内容

・奨学金を受給した場合の活用方法

・ご自身が目指す音楽性、表現スタイル又は将来像

※論文には、ご自身の経験や考えを交えて、**400字以上、800字以内**で具体的に記載してください。

※提出にあたっては、**Googleフォーム**を介して提出して下さい。

3

募集要項

(9) 結果通知

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(合格後提出書類)

- ① 奨学金受領指定書
- ② 預金通帳の店番号、口座番号掲載部分のコピー

(10) 奨学生の義務

(生活状況(中間)報告書及び終了報告書)

奨学金受給中に1回、生活状況(中間)報告書(指定書式)により学生生活等の経過報告を行ってください。

受給期間が終了したときは、終了後1か月以内に、終了報告書(指定書式)を提出して下さい。

生活状況(中間)報告書又は終了報告書の提出がない場合は、給付済み奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。

また、提出いただいた内容の一部を個人情報が特定されない形にて当財団の活動報告としてHPに掲載させていただくことがあります。

(11) 奨学金の停止又は打ち切り

奨学生が次のいずれかに該当した場合は、奨学金を停止又は打ち切ることがあります。

- ① 傷病のため成業の見込みがないと
- ② 素行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としなくなったとき
- ④ 奨学金の用途が適当でないとき
- ⑤ 休学が適当でないとき
- ⑥ 退学したとき
- ⑦ 在学学校で処分を受けたとき
- ⑧ 願書ならびに届出の内容に虚偽があったとき
- ⑨ その他応募資格に定める奨学生としての資格を失ったとき

(12) 奨学生の進路

当財団の奨学金給付事業に係る奨学生の応募及び奨学金の給付は、奨学生の卒業後の進路等について一切の制約を課すものではありません。

(13) その他の注意点

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には当財団に直ちに届出行っていただきます。

- ① 傷病その他の事故により1か月以上欠席したとき
- ② 休学、復学、退学したとき
- ③ 本人の住所、その他重要な事項に変更があったとき

【 出 願 受 付 】

令和8(2026)年5月18日(月)～6月30日(火) 当日必着

4

お問い合わせ

一般財団法人RESTART JAPAN財団 事務局

〒106-0031 東京都港区西麻布3丁目15番9号

URL : <https://www.restartjapan.jp>

※ご質問などはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。



一般財団法人

RESTART JAPAN 財団

